

熊本県産業教育振興会と崇城大学との包括的連携に関する協定書

熊本県産業教育振興会（以下「甲」という。）と崇城大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括的連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携の下、相互に協力し、教育の充実及び発展を図り、もって地域社会や地域の産業に貢献する有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 甲の学校会員である高等学校への、乙に所属する教員の派遣に関する事項
- (2) 甲の学校会員である高等学校に在籍する生徒が、乙の開講する体験可能な講義等へ参加することに関する事項
- (3) 甲の学校会員である高等学校に在籍する生徒と、乙に在籍する学生との交流活動に関する事項
- (4) 教育上の諸課題に対応する情報交換及び研究等に関する事項
- (5) その他甲乙の両者が協議して必要と認める事項

（実施）

第3条 前条各号に掲げる事項の具体的な内容及びその実施については、甲及び乙で協議を行うものとする。

（連絡調整）

第4条 甲及び乙は、この協定による連携及び協力の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、協議を行うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して3年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から特段の申立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とする。その後においてもまた同様とする。

（協定の効力）

第6条 この協定は、この協定締結前に甲及び乙が締結している他の協定の効力を妨げないものとする。

(その他)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、代表者の署名押印の上、各1通を保有する。

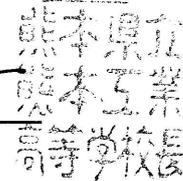
令和元年11月19日

(甲) 熊本県産業教育振興会

会長 足立 國功

足立 國功 

理事長 井上 龍一

井上 龍一 

(乙) 崇城大学

学長 中山 峰男

中山 峰男 